広産商第293号 令和元年12月5日

山根建設コンサルタント株式会社 代表取締役 山根 康弘 様 大石 清香 様 橋本 修二 様

> 広島市長 松井 一實 (経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗立地法の規定による広島市の意見について(通知)

平成31年4月19日付けで、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出された下記大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称 マックスバリュ矢野店
- 2 大規模小売店舗の所在地広島市安芸区矢野東五丁目4038番1ほか

広産商第294号 令和元年12月5日

山根建設コンサルタント株式会社 代表取締役 山根 康弘 様 大石 清香 様 橋本 修二 様

> 広島市長 松井 一實 (経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗の設置に伴う対応について(要請)

平成31年4月19日付けで、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出された「マックスバリュ矢野店」について、本市は令和元年12月5日付けで同法第8条第4項の規定による通知を行いましたが、その他、下記の事項について対応をお願いします。

記

- 1 今後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条 に規定するとおり店舗周辺の生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持 及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には 報告すること。
- 2 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書 に沿った店舗運営に取り組むこと。